

議案第13号

損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について

平成29年（ワ）第1248号損害賠償請求事件について、訴訟上の和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月4日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 和解の相手方

神奈川県川崎市川崎区南町1番1

H i t z 環境サービス株式会社

代表者 代表取締役 河 口 一 也

2 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として470万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、令和元年8月31日限り、原告の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込み手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。